

これらは燃やさないごみの日に出しましょう

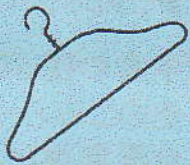
特に問い合わせの多いものをご紹介します



※油の落ちないびん
割れたびん



※油の落ちない缶



ハンガー(針金)



傘(10本まで)

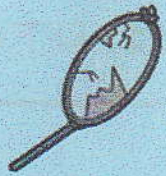


陶器・せともの

※これらは「資源」には出せません!



★刃物(包丁、はさみなど)

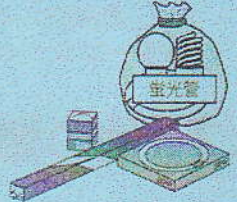


★割れたガラス製品



★刃物や割れたガラスなど、鋭利で危険なものは紙に包んで「ガラス」「危険」などの表示をして出してください。

蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計などの水銀を含む製品は、月2回の燃やさないごみの日のうち、指定された月1回での回収となります。曜日を確認のうえ、他の燃やさないごみとは別の袋でお出してください。



「月2回の燃やさないごみの日」とは？



第1・第3曜日とは、その月の1回目、3回目に来る該当曜日です。
第2・第4曜日とは、その月の2回目、4回目に来る該当曜日です。

(例)

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※5回目にあたる該当曜日は、燃やさないごみの収集はありません。